

■令和4年度第5回（第321回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和4年11月10日（木） 午前9時30分～午前10時15分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、小川副市長、水道事業管理者
都市戦略本部長、総務局長、財政局長、保健福祉局長、総合政策監

【議 題】「旧中央区役所保健センター」及び「(仮称)さいたま市口腔保健センター」整備の方向性について

< 提 案 説 明 >

「旧中央区役所保健センター」及び「(仮称)さいたま市口腔保健センター」整備の方向性について、保健福祉局から次のような説明があった。

- ・ 「旧中央区役所保健センター」の整備方針と「(仮称)口腔保健センター」の設置、運営体制について、審議をいただくものである。
- ・ 令和元年度第4回都市経営戦略会議において、口腔保健センターを設置すること、設置主体及び運営主体については、さいたま市歯科医師会とし、市は障害者等の歯科治療に必要な特殊部分について補助金を支出して事業の持続性を支援すること、設置場所は、旧中央区役所保健センターとし、令和4年度までに施設の大規模改修を行い、令和5年度までに運営を開始することなどを承認いただいたところ。
- ・ その後、検討を具体化する中で、口腔保健センターの設置に伴い、レイアウトの変更が必要となったことから、基本計画の策定及び構造検討を行った結果、老朽化が進んでいる施設は工事を進めていく中で、当初計画していた以上の改修が必要になるなど、供用開始までのスケジュールや工事費用に関して、計画どおりに進まない不確定な要素を多く含んでいることが判明した。
- ・ 浸水対策についても、建物の建設地は、合併以降現在にかけて、実際の浸水被害は発生していないが、ハザードマップ上の浸水想定区域に位置付けられており、口腔保健センターは全身麻酔を行う施設を予定しているため、地下に電気設備を設置する場合には、抜本的な浸水対策が必要となる。
- ・ 大規模改修工事のリスク等を踏まえ、改めて様々な整備手法を検討した結果、旧中央区役所保健センターは、長年、地域医療の拠点としての役割を担っており、本市における障害者歯科診療の中心的役割を持つこと、各種機能の集約により有機的な連携による効果的な地域医療の推進が期待できること、大規模改修と比較して、開設時期は遅くなるものの、不確定要素が少なく、計画どおりに進捗する可能性が高いこと、新しい施設を長期的に使用できること、施設面積の縮減とコスト縮減が図れることから、旧中央区役所保健センターを現地建替えとし、口腔保健センターを一体的に整備することとしたい。

- ・ 口腔保健センターの設置、運営体制については、関係する法律、条例において、障害者等が定期的に歯科検診や歯科医療を受けることができるよう、必要な施策を講じることが規定されており、令和元年度戦略会議で、口腔保健センターの開設について承認いただいているとともに、総合振興計画基本計画実施計画において、開設を位置付けている。以上のことから、市の事業として、口腔保健センターを開設したいと考えている。
- ・ 具体的には、運営体制を前回の戦略会議から変更し、設置主体をさいたま市とし、公の施設と位置付けた上で、運営形態を指定管理者制度としたいと考えている。設置主体の変更理由としては、より一層の歯科口腔保健の充実を目的に、障害者等の歯科治療を市が主体的に実施するため、変更するもの。
- ・ 口腔保健センターは、市が設置する診療所となるため、建設費や歯科機器整備費等に充当率 100%の病院事業債を活用することができ、財政負担の平準化を図ることができる。
- ・ 新潟市、千葉市、神戸市においても、同様に指定管理者制度を導入している。
- ・ 指定管理者が行う業務として、障害者等に対する歯科診療、診療報酬等の收受、自主事業を想定、指定期間は市の一般的な基準を考慮し、3年から5年、管理運営にかかる経費等の取り扱いとしては、診療報酬等は指定管理者の収入とし、指定管理料は、指定管理者が行う業務に関わる経費から、診療報酬等を差し引いた額とすることなどを想定している
- ・ 指定管理者制度導入に関するスケジュールは、令和10年度の協定締結、管理開始を目指し、令和8年度から設置条例の提出等を行っていく。
- ・ 全体スケジュールとしては、令和5年度解体設計、基本計画の策定、6年度仮施設設計工事、基本実施設計、7年度から8年度に解体工事、7年度から10年度、仮施設のリース、8年度から9年度に本体工事、機器整備を実施し、10年度新施設の供用開始、口腔保健センター開設を目指している。

< 意見等 >

- ・ 歯科ユニット数が増加しているが、機器等の整備費用や運営費用は変わっているか。
- (仮称)さいたま市口腔保健センター整備検討会で検討した結果、歯科ユニット数などの増加が必要となり、歯科機器等の整備費用は増額となる見込み。運営費用についても、診療体制等の収支シミュレーションが提示され、予想患者人数等の正確な想定ができたため、変更となった。また、口腔保健センターで実施する診療のすべてが障害者歯科治療の特殊部分に該当するとの意見が出されたところ。
- ・ 補助金と指定管理どちらにした場合も同額の費用がかかり、指定管理の場合、病院事業債が充てられるので、財政負担の平準化が図れるということか。
- すべてが補助対象となる場合、指定管理の方が平準化を図れることとなる。
- ・ 口腔保健センターの利用者は、市内の障害者、要介護高齢者に限定するのか。
- 診療所として、歯科医師法に基づき応召義務があるので、限定することはできないが、埼玉県口腔保健センターでは、市の患者が非常に多いため、県のセンターとも連携しながら、市民を優先させたいと考えており、仕組みは上手く作っていきたい。

- ・ 指定管理者の募集方法については、どのようにする方針か
- 極めて高度な専門性が求められ、開設当初から安定的に運営をしていくには、全身麻酔のできる認定医や診療所の運営ノウハウ、県歯科医師会との連携などが必要となることから、適した団体を選定できるように、募集方法については今後十分に検討していきたい。

< 結 果 >

- ・ 保健福祉局発議の「旧中央区役所保健センター」及び「(仮称)さいたま市口腔保健センター」整備の方向性については、原案のとおり了承とする。ただし、「(仮称)さいたま市口腔保健センター」への指定管理者制度の導入に当たっては、安定的・効率的な運営の実現に向けて、効果的な運営方法を検討すること。

< 会 議 資 料 >

「旧中央区役所保健センター」及び「(仮称)さいたま市口腔保健センター」整備の方向性について